

1 公共施設の稼働率向上について

(1) 利用状況【資料1】

平成 30 年度における各施設の利用状況は、平成 29 年度と比較して 12,284 件・人 (3.4%) 増の 372,841 件・人でした。

しかし、サークル活動等による専用利用は 89,275 件と、平成 29 年度と比較して 1,170 件 (1.3%) 減となっています。これに対して、共用利用は 283,566 人で、平成 29 年度と比較して 13,454 人 (5.0%) の増となり、専用利用の減少分を共用利用の増加で補っている状況となっています。

(2) 収入状況【資料1】

平成 30 年度における使用料収入は、平成 29 年度と比較して 2,050 万円 (14.0%) 増の 1 億 6,722 万円でした。

専用利用分では、利用件数が減少している中で、使用料見直しにより 2,151 万円 (24.9%) の増となりましたが、利用人数が増加した共用利用については、70 歳以上及び子どもの無料化により、101 万円 (1.7%) の減となっています。

使用料見直し時における見直し後の収入見込みは、H25 使用料収入決算額である 1 億 3,990 万円に対して 7,458 万円増となる 2 億 1,448 万円としていましたが、平成 30 年度における実際の収入は 1 億 6,722 万円と、見込み額に対して 4,727 万円の不足が生じています。

この不足については、①30 分単位の利用としたこと等による利用時間の減少、②使用料が安い部屋の利用の増加、が主な理由であると分析しています。

なお、使用料見直しに合わせて実施した「減免規定の統一」及び「はだのっ子応援券制度の導入」は、使用料収入が見込みより不足する理由には当たらないと考えています。

(2) 施設別部屋別の稼働率【資料2】

平成 30 年度における施設別部屋別の稼働率を時間帯別にまとめたところ、目安としたい稼働率 50%を超えているのは次のとおり (40 部屋/181 部屋中) でした。

【平均稼働率 50%以上】

総合体育館（運動系施設（サブアリーナを除く））、カルチャーパーク（テニスコート、野球場）、おおね公園（テニスコート、多目的広場）、サンライフ鶴巻（体育室）、文化会館（大小ホール、展示室、第1会議室）保健福祉センター（多目的ホール、健康学習室、第2及び第4会議室）、公民館多目的ホール（西、大根、鶴巻）、堀川公民館（音楽室）、なでしこ運動広場、立野緑地庭球場、末広自由広場、テクノスポーツ広場

(3) 定期的企業使用について【資料3】

現在、保健福祉センター（第2会議室）、曲松児童センター（会議室B、創作活動室）、広畑ふれあいプラザ（学習室1）の3施設で実施していますが、徐々に利用者が減少しています。

(4) 団体登録について【資料4】

各施設において団体登録を実施していますが、登録した施設によって利用可能な施設が限定されてしまっています。

例えば、公民館で団体登録をした場合、保健福祉センターの開放施設を利用するためには、保健福祉センター窓口で再度登録手続きを行う必要があります。

(5) 稼働率向上に関する対応策

次のような対応策を実施することで、公共施設の稼働率の向上と使用料収入の増加を目指します。

ア 事前支払い制の見直し

現在、多くの施設で「仮予約⇒事前の使用申請（本予約＝支払い）⇒当日の利用」という流れになっています。仮予約は施設予約システムで可能ですが、使用申請のために事前に1度は施設に出向かなくてはならず、利便性が良いとは言えません。

屋外のスポーツ施設では当日利用前の支払いも実施していますので、同じ公共施設の中で取り扱いに差が生じていることも気になります。

今後は、利用者の手間をできるだけ省くため、事前支払い制の見直しに関する検討を進めます。

イ 空き状況の公開と直前申込の実施

施設の空き状況は施設予約システムで参照できますが、各施設のホームページや施設内での掲示など、利用者に伝わりやすい空き状況の情報提供方法を検討していきます。また、直前申込はアの検討内容とも関連

するため、同時に検討を進めます。

ウ 定期的企業使用の拡大

利用者の減少への対策として、より広範な周知活動を実施して利用者増加を目指すほか、適用可能な施設の増加を検討し、利用者の増加による施設の有効活用と使用料収入の増加を目指します。

エ 団体登録の見直し

市民開放施設の利用について、一度の手続きで全ての施設が利用できるよう見直しを進めます。

2 共用利用のあり方について

(1) 現在の状況等【資料5】

平成28年度から平成30年度までの共用利用の状況をまとめたところ、市内に4箇所設置しているトレーニングルームでは、70歳以上無料の利用人数に明らかな増加傾向が認められます。

このほか、無料の時期を2ヶ月間（子ども：5,6月、70歳以上：9,10月）に限定しているおおね公園温水プールでも、平成30年度の上半期の子どもの利用人数が大幅に増加しているほか、70歳以上の利用人数も増加傾向にあります。

この無料制度については、有料で利用している一般利用者からは「混雑して使いづらい」との指摘が、また、無料で利用している70歳以上の高齢者からは「気が引けてしまうので少額でも良いから使用料をとってほしい」という声もあります。

(2) 共用利用に対する対応策

有料で利用している一般利用者と無料利用者との不公平感が今より大きくなる前に、全ての利用者が気持ちよく利用できる環境を整える必要があります。

現段階で考えられる具体策としては、①無料利用を時間限定（平日の午前中など）とする、②無料利用に代わって一律100円などの低料金制とする、の2案が考えられますが、時間限定とする場合には実際の利用状況を把握する必要があります。

このため、令和2年度の1年間で無料利用の実態（時間帯別の利用状況等）を把握するための調査を実施したうえで、方向性の検討を進めたいと考えています。

3 減免等について

(1) 減免実績について【資料6】

平成28年度から平成30年度までの減免実績について、減免規定を統一した平成29年10月を基準として、その前後1年半（「前半」及び「後半」と表記します）で件数と金額をまとめています。

後半における減免件数は、前半と比較して5,362件（42.9%）増となる17,872件で、減免金額は2,170万円（44.9%）増となる7,008万円でした。

使用料見直しによる平均の改定率が55%であることを考えると、減免金額はこの改定率を加味した割合で増加するはずですが、実際には減免件数の増加と同程度の増加割合にとどまっています。使用料見直しによって安価な部屋の利用が増加している傾向にあることが要因のひとつと考えています。

(2) はだのっ子応援券の利用実績について【資料7】

平成29年10月の使用料見直しに合わせて制度化されているため、平成29年度実績を1年間に換算した数値と平成30年度実績の比較を行っています。

平成30年度の交付件数は、793件（51.7%）増となる2,327件で、使用件数は783件（71.4%）増となる1,879件、使用率は80.7%でした。

また、はだのっ子応援券利用に係る平成30年度の減額は160万円で、当初見込みの280万円を大きく下回っています。

(3) 現在の減免規定【資料8】

平成29年10月の使用料見直しに合わせて実施した規則改正により、基本形となる6項目の規定は全ての施設で統一されています。個別の施設に係る特殊要件を考慮した追加規定については、サンライフ鶴巻、文化会館、表丹沢野外活動センター、中野健康センター、里山ふれあいセンター、都市公園、の各施設に設定されています。

(4) 公共施設における補助対象事業の実施状況について【資料9】

法人又は任意団体が実施する事業で、本市の補助金の交付対象となっている事業のうち、補助対象経費に公共施設の使用料が含まれているものについて調査しています。

事業費補助の対象となっている場合には、「補助金の交付」ではなく、「使用料の減免」で対応することが可能かどうかを把握するために実施したも

のですが、補助金所管課に照会したところ、22件の補助金について該当があると回答されています。

補助対象となる事業が全て公共施設で実施されるわけではないので、補助対象経費に会場使用料が含まれていること自体に問題はありませんが、公共施設を使用する場合には減免の適用が可能な場合も考えられます。

(5) 公共的団体について【資料 10】

減免規定の第1項にある「公共的団体」に該当し、「公益性のある事業のために使用」するのであれば、減免規定の適用が可能と考えられます。

(4)で回答されている22件の補助金については、事業内容に公益性があることを根拠に補助金が交付されていると考えられます。もうひとつの要件である、補助対象事業を実施する団体が「公共的団体」に該当するのかが、減免適用の判断に当たって重要となるため、「公共的団体」について整理したものです。

古い行政実例に基づく総務省の解釈を引用しているほか、平成の大合併による「公共的団体の統合」についての該当自治体の資料を引用して、具体例を挙げています。

本市における「公共的団体」の取り扱いを整理することで、減免の適用や補助金の交付について整理できる可能性があります。

(6) 減免等への対応策

ア 補助金交付と減免規定の整理

本市が「指揮監督できる」法人又は任意団体等がどの程度存在するのか、各課への照会を実施して実態を把握し、減免規定における「公共的団体」を定義します。

また、減免規定が適用できる事業への補助金について、補助対象経費から「公共施設の使用料」を除外するとともに、補助金の使用料相当額の減額を検討します。

イ はだのっ子応援券の取り扱い

各施設での事務処理が煩雑な「はだのっ子応援券」について、利用者の利便性を向上させるためにも、券の交付によらない減額措置が可能かどうか検討します。

4 施設所管課へのお願い

平成29年10月に実施した「公共施設の使用料見直し」は、将来の施設の

更新費用を確保するためではなく、更新までの期間のランニングコストを確保するために実施したものです。

各施設の管理運営に係る事業費の特定財源を増加させることで、施設の修繕や備品購入など、利用者にも還元できる内容の予算措置を期待している一面もありますが、令和2年度予算においては、現年度よりも使用料収入が減少している施設がいくつか報告されています。

平成30年度については、使用料見直しの影響で黙っていても使用料収入が増加しましたが、今後は稼働率向上のための対応策を実施しない限り、各施設の使用料収入の増加は見込めません。

今回のWGで提案している内容については、行政経営課が主体となって、根拠となるデータの収集、見直し内容等の方向性の調整、条例等の改正など、必要な手続を進めていくつもりですので、施設所管課においても、施設の稼働率向上と使用料収入の増加につながる対応策の実施をお願いいたします。

また、施設所管課における対応策の検討に当たり、行政経営課にできることがあれば何でも協力させていただきます。担当者の思いつきや課内での雑談から生まれた考えでも構いませんので、いつでも気軽にご相談ください。

5 今後のスケジュール感等

定期的にWGを開催し、施設所管課の意見や最新の実績データ等に基づき各種検討を進めていくつもりです。

WG開催の具体的な時期については、現段階ではっきりとお知らせできませんが、テーマを絞った開催も検討しているところです。

検討の進捗にもよりますが、来年度夏ごろまでにはある程度の方向性を出したうえで、令和3年度予算要求時における使用料収入に検討の結果を反映させたいと考えています。

また、検討を進めるために必要となるデータ等を収集するために、庁内照会や調査依頼を行うこととなりますので、ご協力をお願いいたします。